

第3回 草津市産業振興審議会 会議録

■日時：

令和4年1月25日（火）13時30分～14時50分

■場所：

草津市立市民交流プラザ 大会議室

■出席委員：

肥塚会長、辻田副会長、加藤委員、金澤委員、阮委員、瀬川委員、鶴房委員、中嶋委員、西村委員、廣瀬委員、福知委員、前岡委員、南委員、峯俊委員

■欠席委員：

向山委員

■事務局：

環境経済部 寺田部長、太田副部長

商工観光労政課 井上課長、河原課長補佐、重政課長補佐、中井係長、梶原主査、河上主査

■傍聴者：

1名

1 開会

【寺田部長】

御多用の中、第3回草津市産業振興審議会に御出席賜りまして、ありがとうございます。

本日は、前回までの会議以降、事務局で（仮称）草津市産業振興条例の概要と草津市産業振興計画の体系図を事務局案として作成しました。本日の審議事項は、条例と計画を定める上での根幹となる部分であり、本市の産業振興の方向性を決定する大きく影響するものだと考えています。

委員の皆様におかれましては、それぞれの立場で前回同様活発な御議論を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

<草津市附属機関運営規則に基づき、本審議会が成立していることを報告>

2 審議

(1) 第2回会議の振り返りと本日の審議ポイント

【事務局】

<資料3・4・5>に基づき説明>

各委員より意見なし。

(2) (仮称)草津市産業振興条例の概要(案)について

【事務局】

<資料6・7>に基づき説明>

【委員】

第4条から最後にかけて、「～するものとする。」という文言がついているが、これは慣用的に使用されているものか。

【事務局】

「～する。」だと、強い表現になるので、法令では「～するものとする。」という表現を用いることが多い。

【会長】

用いることが多いということは、用いない条例もあるのか。

【事務局】

「～する。」と明記する場合は、確実に「～する。」という義務規定的なもので、今回の基本条例は啓発条例的なものなので、「～するものとする。」という形で表現している。

【委員】

資料6の第3条の項目は「～する。」となっているが、問題ないのか。

【事務局】

第3条は、わかりやすく表現した形となっており、条文形式にはしていないので、今後条文の形式で提示する際に改めて確認いただくことになる。

【委員】

「事業者の役割」の「① ～、雇用環境の整備～」となっているが、事業者の役割としての「雇用環境の整備」というのはどういうことか。

【会長】

「雇用環境の整備」は、行政機関が整備するものなので、「事業者の役割」として明記することに違和感がある。何か違う表現がよいのではないか。

【事務局】

表現について再度検討する。

【委員】

「市民の役割」の「① ～発展を支える主体であることを自覚するよう努める～」とあるが、この「自覚」という表現は強すぎるのではないか。

【事務局】

表現について再度検討する。

【委員】

「市民の役割」の「② 事業者による事業活動がその発展に寄与していること～」の「その発展」の「その」は何を指しているのか。

【事務局】

「市民の役割」の①に記載している「地域経済の持続的な発展」を指しているが、表現を検討する。

【委員】

第1条に、目的を達成するための「手段」は明記されているが、なぜ条例を制定するのかという部分が弱いので、何のために条例を制定するのか、もう少し記載した方が良いのではないか。

また、第3条で明記することはこれだけではないと思うが、「商業、工業、農業等の分野の枠組みを超えた取組によりブランド力を発信し、地域における人・物の交流」など、具体的な記載が必要ではないか。

【事務局】

今回は一番強調したい部分のみを記載しているので、本市の特性等を含めてもう少し具体的に肉づけをして整理を行う。

【委員】

第2条（4）教育機関の定義は、「本市産業の振興に資する調査、研究および教育を行う機関」とあるが、第5条の各主体の役割の「教育機関」を見たときに、教育と研究は記載されているが、調査はどこかに含まれているのか。

【事務局】

再度検討する。

【副会長】

第2条（2）産業関係団体の定義が「本市産業の振興および経済の活性化に取り組む団体」とある。草津市内に拠点をおいて、必ずしも草津市の産業の振興や経済の活性化には取り組まないが、県レベル、国レベルのことをやっているというケースも想定し得ると思う。その彼らがやっている内容と、草津市が実施しようとする産業振興策とが、必ずしもマッチしない、あるいは、逆方向にいつてしまったりする場合、この条例だと規定し切れなないと思うが、この定義のところで「市内で産業の振興および経済の活性化に取り組む団体」と記載せず、「本市産業の振興」と記載する理由を教えてください。

【会長】

第2条では、産業関係団体と教育機関両方とも「本市産業の振興」と記載されている。

【副会長】

第2条(4)教育機関は、例えば京都の大学と連携したいとか、京都の大学で草津のことを研究している研究者がいたらという想定になると思う。

それで、(2)産業関係団体の場合は、草津市内に拠点をおいて市の産業施策と違うような形の経済活動や支援活動を実施する団体が仮にいた場合、どうなるのか。

【事務局】

第2条(2)、(4)については、地理的な存在概念としては扱っていないところではあるが、そうした理由として、教育機関と同じように、草津市にはいないが本市の産業振興に寄与している団体というものはあるので、そういった団体も取り込みたいということもあり、こういう表現にしている。

副会長がおっしゃったような、本市にあるけれども、本市の産業の振興に直接影響していない団体というようなことも考えられるが、こういった団体について、「本市産業の振興および経済の活性化」を広い概念として捉えることで、そういった団体も取り込めるのではないかと考えている。

【会長】

そうすると、(公財)滋賀県産業支援プラザは、先ほどの説明にあった市の役割に入っているという話と合っていない。

【事務局】

そこについては、表現として「取り組む団体」というところには入れる予定はなかったが、そういった形に読めるという指摘もあったので、表現の仕方については一回整理させていただきたい。

【会長】

第2条の表現は活かしていくという方向で検討するのか、それとも、それも含めて検討するのか。

【事務局】

第2条の表現も含めて検討する。

【委員】

他の自治体の条例だと、産業関係団体は事業者の支援、その他の地域産業の振興に資する活動を行うことを目的とする団体という表現をしているところもある。最初の事務局の説明だと、「市の役割」の④に含まれることになるが、やはりどちらに含まれて来るのかがよく分からない。

【会長】

第2条の(2)を検討するというよりも、「市の役割」の④に含めるのかという視点で検討いただく方が良い。

【委員】

(公益)滋賀県産業支援プラザが、「市の役割」の中にだけに表れてくるというのはどう

なのか。産業関係団体として分類されるものではないのか。

【事務局】

条例の規定が市の条例なので、国や県の関係機関をどこまで規定すべきか、そこに対して直接責務的なものを規定するのはいかなものかという議論があり、今回のような形で整理したところではある。

【会長】

どのような考え方で資料をまとめられたかは理解したが、他自治体の例を参考にしながら、本日の意見を踏まえ、もう一度事務局で整理いただきたい。

【委員】

「産業関係団体」という表現も気になる。一般的には「経済団体」という表現をすることが多いし、「産業関係団体」というと、業界団体の様な表現に感じられる。

【会長】

そこも含めて検討していただきたい。

次回の会議もこの概要のレベルで条例資料を提示されるのか。もしくは、もう少し踏み込んで具体化されるのか。

【事務局】

今回は条文に近づけた形で整理して提示する予定である。本日御指摘のあった箇所についても改めて検討した上で修正案を提示させていただく。

(3) 草津市産業振興計画の体系図(案)について

【事務局】

<資料8・9に基づき説明>

【委員】

「草津市産業振興計画」の対象に「農業」は含まれないのか。

【事務局】

現在、農業振興に特化した「草津市農業振興計画」を策定している。ただし、農業の6次産業化や商業・サービス色を帯びた領域も含めるので、そういった部分は、産業振興計画にて整理するものであり、農業振興計画と産業振興計画は並立した形で整理している。

【会長】

農商工などの連携をどのように位置づけるかは重要な視点であると思う。

【委員】

資料5の第1条の目的に、「もって、地域経済の発展及び市民生活の向上を図る」という記載がある。

それを踏まえて、計画の「目指すべき姿」(案1)から(案3)まで見たときに、地域の発展的な要素は含まれているが、この「市民生活の向上を図る」という表現が(案1)と(案

2) では弱いと感じる。

【事務局】

条例は普遍的な地域経済振興と市民生活の向上を大きな目的と捉えており、計画はよりイメージしやすい「目指すべき姿」を設定し、そこから戦略や施策を連想できるような形で表現をしている。

【委員】

資料9の「目指すべき姿」のイメージに、「アンケート・ヒアリング調査の結果等を踏まえて整理」と記載されており、実際に「人」に関する意見も出ていたと思うので質問した。

【委員】

資料9の体系図（案）の上に、「産業振興に取り組む上での課題」として商業・工業・観光と分野ごとに記載しているが、産業振興計画を策定する上で、このような分類をしていくのか。

【事務局】

資料9の資料上は、総合計画上の分野ごとに整理をして課題を抽出しただけであり、実際にはこのような分類は行わず、産業振興施策を一体的に整理していきたいと考えている。

【会長】

この表現は、本日の会議で説明をするうえでの便宜上、整理しているだけか。

【事務局】

お見込みの通りである。

【会長】

草津市の産業振興上の課題として、これらの点が挙げられるということで理解した。

【委員】

戦略1の施策（案）に「DXの実現に向けたデジタル化の促進」とある。前回の会議でも意見したが、デジタル化というと、「デジタル化しなさい。」ということも大事だが、事業者に対する支援も必要だと思うので、「促進」ではなく、「支援」とした方が良いのではないか。

【副会長】

産業振興条例と産業振興計画の関係については理解したが、市の他計画との関係性についても、整理した資料があるとより分かりやすいのではないか。

【事務局】

次回の会議以降で提示させていただく。

【委員】

草津市の特性である「非常に利便性が高い」という点を生かして、産業振興を図っていくということを記載できないか。草津市が持っているポテンシャルはあると思うので、そこを生かした形で産業振興に取り組むという流れがあると良い。

【会長】

産業振興上の課題は「弱み」でもあるが、そこに草津市の主要産業の持っている「強み」やこれまでの到達点なども踏まえた上で、「戦略」「施策」を講じるという流れになれば良いと考えるので、今の意見を踏まえつつ、事務局で検討いただきたい。

【委員】

草津市で「振興」といえば、産業振興なのか。

【事務局】

市の目指すまちづくりについては、まず第6次草津市総合計画があり、そこに健幸創造都市を目指すことを掲げているが、その実現に向け、分野別の個別計画を定めて取り組んでいる。先ほど説明した農業分野の計画として令和4年3月末に策定予定なので、どのように関連していくのかという点も次回以降分かりやすい形で図化し、説明させていただく。

【委員】

資料8の「目指すべき姿」(案1)は、具体的にどのような未来が描かれるのかとか、「新たな価値」というのがどのようなものなのか、この資料だけ見てもよくわからない。

【事務局】

資料8の「目指すべき姿」3案は、フレーズとして整理しているのですが、これだけではイメージしづらいかもしれないが、資料9には「目指すべき姿」のイメージを記載したものである。今後計画をまとめる際にも、このようなイメージは示していきたいと考えている。

【会長】

事務局としては、(案1)を念頭に置きながら、「目指すべき姿」のイメージを記載しているのか、それとも(案1)(案2)(案3)全てに共通するものとして記載したのか。

【事務局】

どちらかという、前者である。事務局として複数案を練った中で、どれが1番適しているか考えたときに、逆算的な部分もあるが、産業振興の計画として考えると、(案1)のような表現が良いという結論になった。加えて、事業者アンケートやヒアリングなどを通じて、様々な意見や課題が挙がっており、そういったものを関連付けながら、まちのイメージとしてどのような形が相応しいか、イメージしてもらいやすいのかなども考えた上で、今回の形でイメージとして整理している。

【委員】

「目指すべき姿」(案)として大きく出される中で、すごく抽象的な部分がある。今説明のあった「目指すべき姿」のイメージの中には「人」に関するものが記載されているが、「目指すべき姿」のフレーズからはそういったところが全く汲み読み取れないので、その辺りを整理できないのか。

【会長】

例えば、「持続可能な未来」というのがキーワードになっているということで、それについて「目指すべき姿」のイメージのところ、こういうことが「持続可能な未来」や「新たな価値」ではないだろうかというようなことが分かるような工夫があれば、更に分かりや

すくなると思うので整理いただきたい。

【委員】

「目指すべき姿」の（案1）（案2）（案3）について、（案1）の「新しい価値を生み出すまち」は既存事業者、新規事業者にとって重要なことではあるが、産業振興はあくまでも「手段」である。対外的な「草津のブランド化」が目標とするところであると思うので、そのような表現ができれば良いと思う。

【委員】

今回の「目指すべき姿」で、草津の特性・特徴を表すワードが、「草津」しかない。草津の特性・特徴を表す表現というのが、何かあれば良いと思う。

例えば、西宮市の産業振興計画を見ていると、にぎわい活力の前に、「暮らしと調和した」と、文教住宅都市らしい表現がある。まちを表す特徴的な1個が付くだけでも違うと思うので、「持続可能で〇〇〇な未来」とか、何か草津らしい表現がちょっと入る方が良いのではないか。

【委員】

「目指すべき姿」が3案あり、戦略が3つあり、施策が3つあり、これが横並びに並んでいる。仮に（案1）を選んだ場合は、（戦略1）を実施するということか。

【事務局】

「戦略1・2・3」と各施策は、「目指すべき姿」の実現に向けて取り組む方向性を案として記載したものである。

【委員】

まず「戦略」があって、その「戦略」を具体化したのが「施策」ということか。

【事務局】

お見込みの通りである。

【会長】

資料9の「産業振興に取り組む上での課題」の「観光」に「③ 観光消費額・域内調達率の増加と経済波及効果の拡大」とあるが、「観光」だけに域内調達率が課題と触れられていることに違和感がある。

草津の持っているポテンシャルとも関係するが、草津駅や南草津駅は、商業集積的には県下で1番集積している。消費が力強く行われていることは、県内での特徴・特性であり、それが広がることで、関連するビジネスが生まれることでもあるので、消費という観点から少し光を当てて、「戦略」では難しくても「施策」レベルのところで何か表現できることができれば良いと思う。

また、需要と供給という観点からいうと、供給側からの記載が多いので、需要側の視点から見た取組が少しあっても良いのかなと思うので、そこも検討していただければと思う。

【委員】

草津市は工業都市なのか商業都市なのか、どちらなのか。

【会長】

県下で1位ではないが、製造品出荷額は大きいし、製造業の事業所に務めている従業員の比率も全国でも高い。

一方で、消費という点で見ても、県内では1番活発に経済活動や消費活動が行われているまちでもあるというところは大きな特徴かなと思う。

3 閉会

【太田副部長】

本日は長時間にわたりまして、内容の濃い御議論、また、建設的な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

今回、条例の方向性や計画の大きな部分について御意見を頂戴しましたので、次回また修正案を御提示させていただきたいと思います。

なお、今年度につきましては、審議会は今回で一旦終了となり、来年度は4回程度でございしますが開催を予定しています。次回以降では、少し今みたいな大きな視点からさらに踏み込んだ施策の内容などに関してもまたお示しをさせていただき、御意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、来年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上。